

一宮々の御輿は、松の御庭の西向の唐戸へよせられて、御下輿ありて、則其御座敷に御座候也。是も小上薦よせ被申候也。御様體御所々々の御趣也。但一かどの御賞翫の御事也。○中略

十二日

一御室青蓮院殿御參、法中少々、井、宇治大路橋本已下出仕、

一御對面次第は、一番に宇治衆、次法中東より被參、其後御室青蓮院已下西の衆被參、此申次も殿上人也。御室御參候へば、被改御裝束、青蓮院殿計御參の時は、不及其儀云々。○中略

此書、宮々御所々々かみぐと云事あり、御比丘尼方宮之御事、大聖寺殿安禪寺殿、慶安寺殿岡御所大慈光院、曇花院殿、入江殿三慈知恩寺、以上禁裏御寺御參内勿論云々、御所々々之御事

南御所大慈院殿、入江殿、曇花院殿、通玄寺殿、總持院殿、寶鏡寺殿、光照院殿、持壽院殿

かみぐの御事、次第不同、くわうまゆ院、ほんくわう院、かうし院、すいげ院、まやうえ院、せう

慶院、慈光院、ちしやう院、まやうくわう院、此外も御座候哉、

一御はんと云事あり、右色々御所々々などの伴僧の比丘尼を御伴と云歟、

一蔭涼軒と云は、相國寺の西堂也、殿中に參られ、出家方の奏者を勤られしなり、

〔伊勢貞助雜記〕一攝家御參賀の時、諸大夫井御侍など、殿中御縁へはあがり不申之由候、如何攝家の御供の時、諸大夫御縁へ祇候の事は無之候、自分に御禮被申時、祇候勿論也、御侍衆の事不及申

候、御門跡坊官衆も同前、坊官衆の事、時代にもより可申歟、勝定院之御母儀様は勝鬘院殿と申

て、其俗姓は三寶院殿坊官大谷安藝法眼息女にて御座候はる、問他に異なる御威勢たるに付

て、坊官安藝一段の立舞、諸家の譽非大方、其例を被引事も在之、此段は各別子細之由、古人注置之、隨時儀事也云々、御侍衆は御對面も於御殿は無之由候、然に近代近藤山城御通に祇候、各不審